

# くらしの相談窓口 たより

令和6年  
新年号

## 空き家法 改正の主なポイント

適切な管理が行われていない空き家やそれに附属する土地・工作物などに対し、適切な管理・活用を促進する目的で平成27年(2015年)空家等対策特別措置法が制定されました。それから8年経ち、さまざまな課題が浮き彫りになり、令和5年に法改正され、より実情に沿った制度に更新されました。

### <主な課題>

- ・所有者の意識不足
- ・行政の担当部署の人手不足、専門的
- ・空き家活用に対する建築基準法上の制約
- ・民間事業者の役割が不明確

### <空き家対策の基本的な方向>

- ・発生の抑制
- ・適正な管理の確保、除却の促進(放置空き家の期間短縮)
- ・活用の促進
- ・NPOや地域コミュニティーの活動促進

空き家対策小委員会の議論より抜粋

## [改正の主なポイント]

### 「管理不全空き家等」の新設

「特定空き家」の前段階に相当する、「管理不全空き家」が新設された。周囲へ悪影響を及ぼす「特定空き家化」を未然を防ぐことが目的で、市町村長は、放置すれば現行法上の「不完全空き家」の所有者に対し、管理指針に即した措置を「指導」できる。改善しなければ、固定資産税を減免する特例の対象から除外される。

### 「空き家等活用促進区域」の新設

建築基準法で定められている、中心市街地や観光地などで接道や用途の規制を緩和。

### 代執行手続き簡略化

緊急時の勧告などの手続きを簡略化した代執行が可能となり、迅速に周辺地域の安全を確保できる仕組みとなった。強制的に費用を徴収することが可能

### NPOなどを支援法人に規定

空き家の活用や管理に取り組むNPO法人や社団法人を「空き家等管理活用支援法人」に指定することが可能

## 今後の予定

### ◆太宰府市との協働

「くらし等に関する  
相談会」

1月15日(月)

10時～16時

いきいき情報センター

1階くらしの相談窓口

予約制

### ◆「第5回空き家サミット」

2月7日(月)

10時～12時

プラムカルコア4階

### ◆当協議会では、

司法書士による

無料相談会を

実施しております。

♪お気軽にお問い合わせ  
ください (月一回、予約制)

(一般社団法人)

太宰府市空き家予防

推進協議会

くらしの相談窓口

092-925-6782

9時～17時

今年もよろしく  
お願い申し上げます